

地域包括支援センター事業評価について

1 事業評価の目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び生駒市が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要である。よって、センターが実施している生駒市からの包括的支援事業等の委託業務が適切に行われているかを調査・確認し、その結果を活かし、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させることを目的とする。

なお、事業評価の結果は各センターに通知するとともに、広く住民に公表するものとする。

2 評価期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の1年間とする。

3 評価の仕組みの概要

(1) 実施内容

事業評価は、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（平成30年7月4日老振発 0704 第1号。厚生労働省老健局課長通知）別添1の評価基準に、生駒市独自基準を加え、策定した「生駒市地域包括支援センター評価基準」に基づき行う。

(2) 実施の手続き

- ①センターが、生駒市地域包括支援センター自己評価票※に基づき、自己評価を実施する。
- ②市地域包括ケア推進課が、センターを訪問し実態確認をした上で、センターの評価を実施する。

※自己評価票

「生駒市地域包括支援センター評価基準」に基づき、センターがそれぞれ現状を自己評価するもの。自己評価の内容をもとに、市がセンターを訪問し実態確認を行う。

（評価項目）

- 1 地域包括支援センターの組織・運営体制
- 2 総合相談支援業務
- 3 権利擁護業務
- 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 5 地域ケア会議
- 6 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務
- 7 事業連携

(3) 事業評価の総括

事業評価実施後、市は結果をとりまとめ、各センターの総合的な評価を行い、生駒市介護保険運営協議会に報告を行い、評価結果を決定する。

市は、評価内容をまとめた「地域包括支援センター事業評価総括票」を作成し、各センターに送付。今後のセンターの事業展開に役立ててもらおうものとする。

(4) 改善状況報告及び再調査

事業評価の結果、業務を実施するに当たって改善が必要な事項があるセンターに対しては「改善事項通知書(様式1)」を通知し、改善を求める。当該センターは、その結果を「改善状況報告書(様式2)」としてとりまとめ、提出する。

改善状況報告書の提出を受け、その確認の必要がある場合は、再調査を行うものとする。

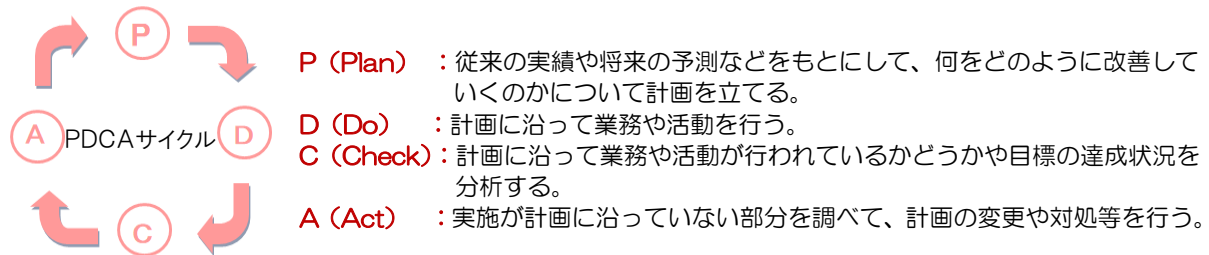
なお、事業評価において改善の見込等もなく、地域包括支援センター業務を来年度以降委託することが困難と判断された場合は、生駒市介護保険運営協議会の議を経て、次年度の受託法人として適格性を有しないと市長が判断した場合、次年度の受託法人として選定しないこととする。

(5) 実施体制

事業評価の実施にあたっては、生駒市福祉健康部地域包括ケア推進課が事務局となる。

4 評価の流れ

事業を継続的に改善していくために、PDCA サイクルの考えで計画と評価を繰り返す。このサイクルを繰り返すことにより、事業は毎年改善を繰り返し、螺旋状に事業の質が高まることとなる。



【参考】根拠規定

介護保険法（平成9年法律第123号）

（地域包括支援センター）

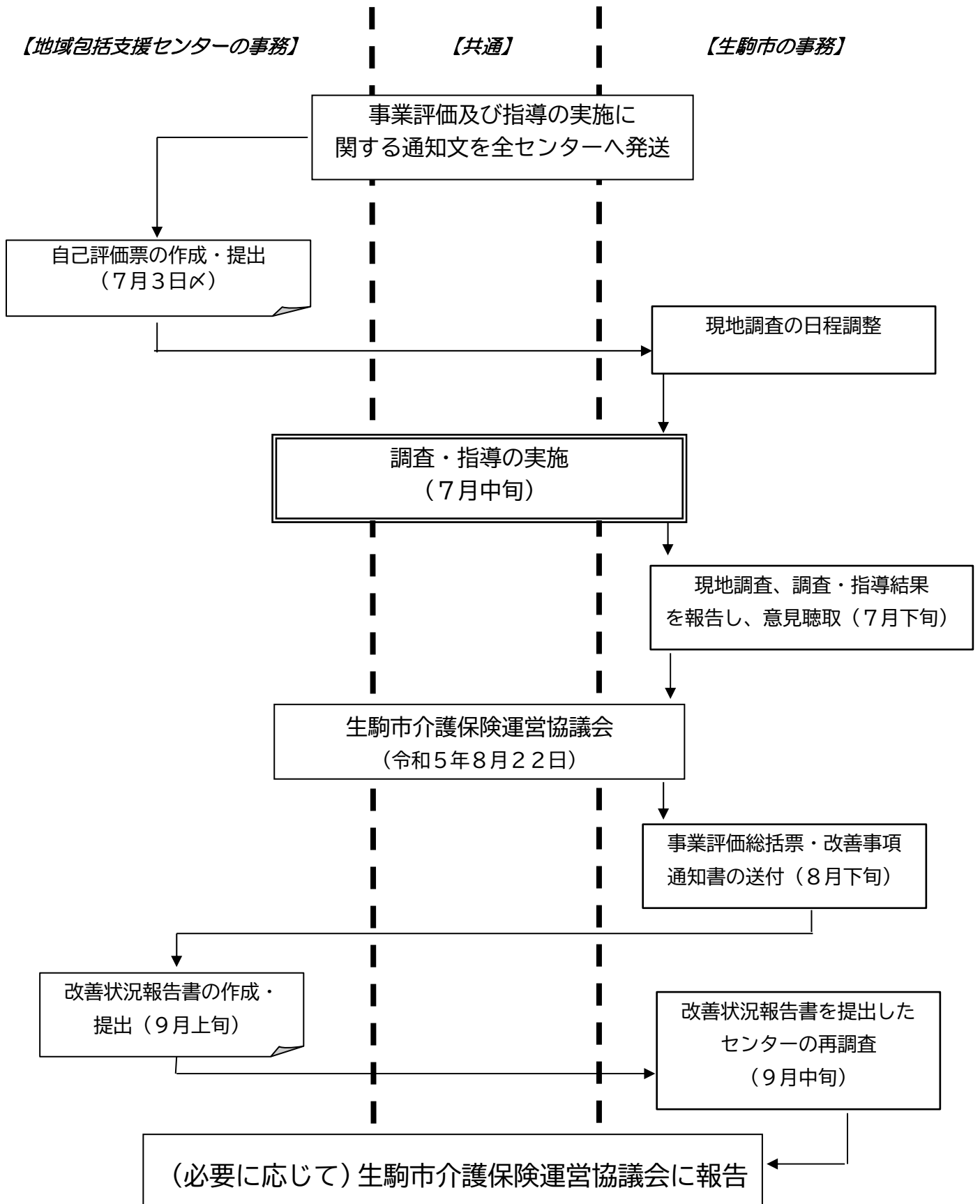
第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、(略)、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2～8 略

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

10～12 略

地域包括支援センター実地調査及び運営状況評価の流れ



【参考】地域包括支援センター事業計画に関する PDCA の流れ

